○東北地方整備局告示第二百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

東北地方整備局長　髙田　昌行

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　志津川海岸荒砥地区海岸改修工事（宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢地内から同町志津川字深田地先海浜地まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢及び字深田地内
宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢地先海浜地及び字深田地先海浜地

２　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢及び字深田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢地内から同町志津川字深田地先海浜地までの延長1,912ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「志津川海岸荒砥地区海岸改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10号の２に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、海岸保全区域の管理は海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第３条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎から宮城県石巻市の黒崎までの延長約873㎞の海岸であり、このうち、志津川海岸荒砥地区海岸は、宮城県本吉郡南三陸町の志津川湾の北側に位置する全長1,912ｍの海岸である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、多くの港湾や漁港が立地し、水産業が盛んな地域であるが、これまでも津波等による被害に見舞われており、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を契機とし、平成28年５月に変更された三陸南沿岸海岸保全基本計画に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波等に対処できる防護水準とすることを目標として、順次、海岸改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、新たに設けられた防護水準であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋8.7ｍに対応する堤防等を整備する海岸改修事業であり、本件事業の完成により、津波及び高潮による被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年１月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、騒音及び振動については法令に定められた規制基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については学術上又は希少性等の観点から重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているキクタニギクが確認されているが、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防等を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、新たな防護水準に対応する堤防を既設堤防より海側に整備する申請案と陸側に整備する案の２案による検討が行われている。申請案と陸側に整備する案とを比較すると、申請案は、海側に施工するため取得必要面積や支障となる物件等が少なく土地利用に与える影響が小さいこと、施工ヤードの確保が容易であり施工性に優れること、事業費が低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県本吉郡南三陸町役場